

令和5年度

第1回

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

議 事 録

令和5年8月22日(火)

北広島市役所 3階 会議室3D

北広島市総務部総務課

令和5年度

【第1回】北広島市情報公開・個人情報保護審査会

・日時： 令和5年8月22日（火）18時00分～18時30分

・場所： 北広島市役所 3階 会議室3D

・出席者： 会長 深村 真人
委員 齊藤 正彰、長島 博子
三木 千晶、宮崎 好司
副市長 水口 真
事務局 総務部長 尾崎 英輝
総務課長 杉山 正一
総務課 主査 佐藤 秀彦
総務課 主任 熊谷 友美子

- ・次第：
- 委嘱書交付
 - 副市長あいさつ
 - 1 開会
 - 2 審査会委員及び事務局の自己紹介
 - 3 会長及び副会長の選出
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議 題
報告事項
(1) 令和4年度 情報公開制度及び個人情報保護制度 実施状況
 - 6 その他
 - 7 閉会

議 事

【報告事項】

1号 令和4年度 情報公開制度及び個人情報保護制度 実施状況

1 開会

- ◆尾崎部長 それでは、ただいまから、令和5年度第1回北広島市情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。
- 今回は、委員改選後初めての審査会のため、会長、副会長がまだ決まっておりませんので、会長が選出されるまでの間、会議の進行につきましては事務局で進めさせていただきます。座って進めさせていただきます。
- 本日は、委員7名中5名が出席されており、委員の過半数が出席されておりますので、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定により、本日の審査会が成立していることをご報告いたします。
- また、本日の審査会は、北広島市情報公開条例第20条に基づき、公開としております。

2 審査会委員及び事務局の自己紹介

- ◆尾崎部長 続きまして、次第「2 審査会委員及び事務局の自己紹介」に入らせていただきます。まず、各委員から自己紹介をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、齊藤委員から順に、その場で簡単な自己紹介をお願いいたします。
- 【自己紹介】
- ◆尾崎部長 ありがとうございます。続きまして、事務局から自己紹介をいたします。
- 【自己紹介】

3 会長及び副会長の選出

- ◆尾崎部長 続きまして、次第「3 会長及び副会長の選出」に入らせていただきたいと思います。北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の定めにより、委員の互選により会長を選出することになっております。委員の方々からご推薦等がございましたらお願いいたします。
- ◆A委員 長年、この会の委員を務められている深村委員を推薦いたします。
- ◆尾崎部長 A委員から深村委員の推薦がございましたが、いかがでしょうか。
- ◆出席委員 (「異議なし」の声あり)
- ◆尾崎部長 委員の皆様の総意をもちまして、当審議会の会長には深村委員が選任されました。深村委員、恐れ入りますが、会長席にお移りいただきたいと存じます。
- ◆尾崎部長 それでは会長から、一言ご挨拶をお願いします。
- 【会長挨拶】
- ◆尾崎部長 ありがとうございます。この後の進行につきましては、会長をお願いいたします。
- ◆深村会長 それでは、副会長の選出に進みますが、副会長を宮崎委員をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
- ◆出席委員 (「異議なし」の声あり)
- ◆深村会長 委員の皆様の総意をもちまして、副会長には宮崎委員が選任されました、よろしく申し上げます。

4 会議録署名委員の指名

- ◆深村会長 続きまして、次第「4 会議録署名委員の指名」に進みます。
審査会をはじめ、市の審議会等に係る会議につきましては、会議録を作成することとされており、会議の議長が指名する委員が、会議録に署名することとなっております。
つきましては、他の審議会と同様に、私から 2 名の委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ◆出席委員 (「異議なし」の声あり)
- ◆深村会長 それでは、本日の会議録署名委員を、長島委員と三木委員をお願いいたしたいと思います。
よろしくをお願いいたします。

5 議題

(1) 報告事項

- ◆深村会長 それでは、次第「5 議題」に進みます。
報告事項 (1) 前年度の令和 4 年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、事務局から説明願います。
- ◆杉山課長 私の方からご説明させていただきます。
お手元に、資料 1、報告案件資料、令和 4 年度、情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、と記載のあるものが配布されているかと思っておりますので、ご覧ください。
まず、情報公開条例に基づく情報公開の実施状況を報告します。
1 ページ目が、令和 4 年度及び令和 3 年度の、実施機関ごとの情報公開の実施状況です。
全体としては 37 件の請求があり、そのうち、市長部局は、公開請求件数が 32 件であり、公開結果としては、全公開が 12 件、一部公開が 13 件、不存在 7 件でした。議会は、公開請求件数は 1 件のみであり、公開結果としては、不存在が 1 件でした。教育委員会は、公開請求件数は 3 件であり、公開結果としては、一部公開が 1 件、不存在 2 件でした。消防は、公開請求件数は 1 件であり、公開結果としては、全公開が 1 件でした。その他の実施機関に対する公開請求はありませんでした。全実施機関でみると、請求は 37 件であり、うち、全公開が 13 件、一部公開が 14 件、非公開が 0 件、「存否を明らかにしない」は 0 件、不存在が 10 件、取下げは 0 件でした。なお、「審査請求」も 0 件でした。前年度との比較では、公開請求件数は 5 件の増加でした。なお、請求件数の数え方につきまして、請求書ごと、担当部署ごと、決定内容ごとに分けて数えております。今回の令和 4 年度の資料作成にあたり、昨年度ご報告済の令和 3 年度の件数につきまして請求件数の数え方に一部誤りがあったことから、令和 3 年度の市長部局の不存在を 1 件減に訂正してございまして、増減比較が「公開請求件数 5 件増」となっております。
2 ページから 11 ページが、「情報公開の実施状況一覧」で、内訳となります。
先ほども触れましたが、請求件数の数え方につきましては、請求書ごと、担当部署ごと、決定内容ごとに分けて数えております。これは、近隣市でも同様の数え方となっております。例えば、2 ページの 5 番は、多数の公文書を請求していますが、請求書が 1 枚で、担当部署も決定内容も同じ為、1 件となります。3 ページの 6・7 番は、担当部署も決定内容も同じですが、請求書がそれぞれ提出の為、2 件と数えます。7 ページの 19・20 番は、請求書が 1 枚で、担当部署は同じですが、決定内容が異なる為 2 件と数えます。公開しない部分・理由については、非公開情報である、特定の個人が識別され得る記述や、印影等の法人の内部管理情報、発言者の区分等の意思形成過程に係る情報、入札予定価格等の行政運営情報に該当する情報など、情報公開条例で非公開情報として定められている情報については、一部非公開となっており、部分的に黒塗りで公開しております。
以上が、情報公開の状況報告となります。
続きまして、前年度の「個人情報保護条例に基づく個人情報開示の実施状況」です。
12 ページが、個人情報開示の「実施機関ごとの実施状況」です。
個人情報の開示につきましては、令和 4 年度は市長部局へのみ請求があり、開示請求件数は 15 件、開示結果としては全てを開示が 13 件、部分開示が 2 件でした。15 件中 13 件につきましては、職員採用試験における順位等についての口頭開示であります。
その他の実施機関への開示請求はありませんでした。令和 3 年度と比較しますと、開示請求件数は 9 件の減少でした。減少は、職員採用試験の口頭開示請求が、令和 3 年度は 20 件でしたが、令和 4 年度は 13 件に減少したことが主な理由となっております。

13 ページが「個人情報開示の実施状況一覧」で、請求内容の内訳となっております。

3 番から 13 番が、先ほども触れました職員採用試験に関する口頭開示であり、14 番から 15 番は、地域おこし協力隊員の選考における順位等の口頭開示となっております。開示しない部分・理由については、ご本人に係る情報はすべて開示しておりますが、開示請求者以外の個人情報や業者情報、内部情報などに関する情報が、一部不開示となっております。

以上が、“個人情報開示”の状況報告となります。

なお、本審査会での報告後、令和 4 年度（前年度）分の 1 ページ及び 12 ページの件数のみ、例年どおり、市ホームページ及び市広報紙に掲載し、市民への情報提供を行う予定です。

また、本日お配りしている資料ですが、公開の会議ということもあり、各委員に配布の資料も、極力、個人情報等の非公開情報を記載しないものとしましたが、請求があった「公文書の内容」「個人情報の内容」等は、例年、一般には公開していない情報となっております事から、例年通り、会議終了後に回収させていただきたいと考えておりますので、お帰りの際は、机上に置いてお帰り頂ければと思います。

- ◆ 深村会長 ただいま、令和 4 年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について説明がありました。皆様からご質問等いただきたいと思っております。
- ◆ B 委員 不存在というのは、そういう書類が存在しなかったということで、皆さん納得されているのでしょうか。何かご不満があったり必要な書類として請求していたりと思ひまして、請求された方は結果に納得されたのでしょうか。
- ◆ 杉山課長 請求された公文書自体が存在しない為、そのような決定となりますが、請求された公文書がなくても、似たような情報があればご案内できる場合もあります。また、どのような文書があるかわからない、事実もわからないが、そのような文書があるのではないかと、そのようなことがあったのではないかと、想像されて請求される場合もあるのですが、実際のところはなかった為に、不存在という決定となっております。「ない」ものは「不存在」となっております。市の公文書は公有財産であり、「ある」ものを「不存在」とするようなことはあってはならないことであり、許されるものではないのだと、各部署にも日々周知して対応させていただいております。
- ◆ B 委員 わかりました。他に、ある期間の面会記録をピンポイントで請求されているものは、その期間の記録があると考えていらっしゃるのに、不存在ですというのみで終わってしまったら、本当にそうなのかとなったりしないでしょうか。
- ◆ 熊谷主任 本件の不存在の理由については、具体的には、面会記録を残していなかったということではなく、入札等にも関わらないような案件であり、当時の経過を再確認していったところ、面会が行えないような段階であり、面会も行っていなかったため面会記録もない、という事情でした。その旨、請求された方に、直接、担当課からご説明したところ、その期間の面会の確証があった等ではなく、「当時の状況が知りたかったので、そのような事情であればわかりました。」と、ご理解いただいております。
- ◆ B 委員 なるほど。
- ◆ C 委員 1 点よろしいでしょうか。個人情報開示の決定内容のうち、「口頭開示」の開示方法については、どのようになっているのでしょうか。本人が望めば、口頭でも開示してもらえるのでしょうか。
- ◆ 熊谷主任 「口頭開示」の場合は、告示等により、事前に開示期間や開示できる内容を周知した上で、それに該当するものについてのみ、書類提出によらずに、ご本人が窓口にご来庁いただいて申し出があれば、本人確認の上で、ご本人の情報のみを口頭でお伝えできるという流れとなっております。なお、通常の開示請求ですと、文書での請求が必要であり、書類提出を受けての市の決定を行った上で、別途、お約束した日時に個人情報が記載された文書をお見せしたりお渡ししたりとなっております。
- ◆ C 委員 わかりました。
- ◆ 深村会長 その他なければ、報告事項を終了としてよろしいでしょうか。

6 その他

- ◆ 深村会長 続きまして、次第「6 その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。
- ◆ 杉山課長 次回の開催予定は、現時点ではございませんが、開催の必要が生じた際には、別途、日時調整の為のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の会議録につきましては、昨年度同様、事務局で原案を作成次第、全委員へ送付させていただきます。全委員のご確認後に、別途、署名委員の長島委員と三木委員に日時調整をさせていただきます、事務局が製本した会議録にご署名をいただく流れとなっております。机上に「署名委員について」を配布しておりますので、ご参考としてください。

◆深村会長 ありがとうございます。会議全体をとおしてでも、委員の皆様からもなにかありますでしょうか。

◆出席委員 （「なし」の声あり）

7 閉会

◆深村会長 以上をもちまして、本日の審査会を閉会させていただきます。皆様、お疲れ様でした。

以上会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

会議録署名委員_____印

会議録署名委員_____印